



金 沢 市 公 報

第 2 7 7 9 号

平成25年(2013年)11月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	1
公 告	
土地区画整理組合の定款の変更の認可について (市街地再生課)	2
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	2

監査公表	
監査公表(第17号)	(監査事務局) 2
消防局公告	
消防車のサイレンの使用について(2件) (警 防 課)	3
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	4
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	4

告 示

●金沢市告示第289号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年11月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

1 名称

浅野本町町会

2 規約に定める目的

本会は住みよく明るい人々の町であることをめざして会員相互の親睦融和、生活環境の向上改善、地域社会への相扶協力及び集会施設の維持管理等の地域的な協同活動を行うことを目的とします。

3 区域

町の名称	字	地 番
浅野本町	イ	全域
	ロ	全域
	ハ	全域
	ニ	全域
	ホ	全域
	ヲ	全域
浅野本町1丁目		1番~2番2、6番~18番、29番~30番、68番~69番、71番~257番2、261番~262番
浅野本町2丁目		全域
京町	ロ	全域
		1番~120番、121番2、419番、564番1、629番2、629番4、632番1、633番、636番~637番、640番~641番2、642番2、643番1~659番、662番~678番、684番~690番、692番~721番6、723番
昌永町		566番、570番~580番2、602番~605番、675番
梅沢町		全域
元町2丁目		150番~157番2、230番~244番2、265番~266番

神宮寺3丁目	240番、297番2、300番、302番～303番、308番～309番
--------	-------------------------------------

- 4 主たる事務所
金沢市浅野本町1丁目5番10号
- 5 代表者の氏名及び住所
畠 善昭
金沢市浅野本町2丁目11番16号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成25年11月11日

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市無量寺第二土地区画整理組合	平成16年11月1日から平成27年3月31日まで	金沢市無量寺町イ、口、八、二及びホ、畝田東4丁目、鞍月3丁目並びに戸水2丁目の各一部	金沢市無量寺1丁目99番地	平成16年10月22日	平成25年11月1日
金沢市田上第五土地区画整理組合	平成9年2月21日から平成27年3月31日まで	金沢市田上町南、西、北、地、整、理、神、朝、イ、二、ホ、リ、ル、夕及びレ、田上2丁目、若松町セ並びに旭町日及びイの各一部	金沢市田上町夕1番地1	平成9年2月18日	平成25年11月1日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成25年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市東蚊爪町へ156番	金沢市東蚊爪町ト31番地3 新舩 大輔	

監 査 公 表

●金沢市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年11月11日

金沢市監査委員 西 村 賢 了
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 福 田 太 郎
 金沢市監査委員 新 村 誠 一

1 行政監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成25年10月25日
- (2) 措置を講じた部局等 経済局商業振興課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成23年 3月22日 (平成23年監査公表第 4号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>商店街に対する効果的な支援の展開について</p> <p>本市ではさまざまな施策を展開して商店街の活性化に努めているが、効果的な支援の実現にはただ単に施策を実施するだけでなく、その事業の評価が要求されるところである。</p> <p>しかしながら、集客に関する効果や売り上げ等の経済効果など、商店街の振興や賑わい創出のめやすとなる効果の検証は十分には行われていないほか、「『りくつな商店』奨励事業費補助」、「中心市街地ファサード等整備事業費補助」、「生鮮食料品店出店・整備支援事業費補助」などにおいては21年度利用実績がない状況となっている。</p> <p>今後は効果の検証を行ったうえで、事業内容の見直し及び制度が広く浸透するよう積極的に周知に取り組み、商店街や個店が活用しやすい環境を形成していくことで、施策がより効果的なものとなるよう努められたい。</p> <p>商店街の活性化を担う人材の育成について</p> <p>商店街が安定的に存続するには、商店街活動を支えるリーダーの育成が必要不可欠である。しかしながら、現状では経営者の高齢化や後継者不足により人材確保が困難な状況が見受けられるので、今後は商店街に愛着を持ち活性化に意欲的な人材を確保するため、大学、特定非営利活動法人等他の団体と連携して育成活動を行うなど人材を育てていく施策の強化に取り組まれたい。</p>	<p>商店街への支援事業については、職員が各商店街を訪問し、関係者と情報交換を行うとともに、イベント等に必ず参加することで、事業評価の確認に努めた。また、商店街に商業活性化アドバイザーを派遣し、専門家の視点から、商店街の現状やイベントの検証や助言指導を行い、事業効果の向上に努めている。</p> <p>事業内容の見直しについては、「生鮮食料品店出店・整備支援事業費」を「まちの食料品店出店促進・販売力向上支援事業費補助」とし、補助対象経費や対象者を拡充したところ、平成24年度は2件の利用があった。その他の事業については、商店街との意見交換の場において、今後の気運醸成のためにも引き続き存続することが必要との意見が多数出た一方で、周知が行き渡ってないとの指摘があったことから、市商店街連盟の会議に出向き制度の周知を図るとともに、各商店街を職員が訪問し制度の周知に取り組んでいる。</p> <p>平成24年度に商店街連盟青年部幹部と市との意見交換会を開催し、商店街活動を支える若きリーダーの意見を市の施策に活かすことで、若手経営者の意欲を高めることができた。その意見を参考に、平成25年度には、「地域とつながる商店街モデル事業」を創設し、地域のNPOや大学との連携事業を採択することで、商店街と地域との結びつきを強固にするとともに経営者にとって一層意欲を高める効果があった。</p> <p>また、10月に「起業チャレンジ若者支援事業」を創設し、意欲ある若者の起業を支援するとともに、商店街活動に積極的に参加することを促すことで、商店街の賑わい創出と後継者育成を図ることとした。</p>

消 防 局 公 告

金沢港におけるテロ対策総合訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成25年11月11日

金沢市消防長 大 野 耕 司

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内 (無量寺町地内)

日 時 平成25年11月12日 (火) 午後2時から午後3時まで

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成25年11月11日

金沢市消防長 大 野 耕 司

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内 (金沢市稚日野町地内)

日 時 平成25年11月20日 (水) 午後1時30分から午後3時まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第30号

金沢市ガス供給条例 (昭和60年条例第48号) 第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年11月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 平成25年7月1日から同年9月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 80,280円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 83,970円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 81,180円

2 原料価格変動額 17,400円

算式 81,180円 (1トン当たり平均原料価格) - 63,730円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 17,400円 (100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 17,400円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に14.26円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。

4 平成25年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	241円22銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	239円22銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	226円72銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	224円89銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	219円89銭

●金沢市公営企業告示第31号

金沢市液化石油ガス供給条例 (昭和63年条例第5号) 第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年11月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成25年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 83,970円
- (2) 原料価格変動額 4,000円
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 83,970円 (1トン当たり平均原料価格) = 4,000円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 4,000円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から8.16円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成25年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	413円67銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	404円57銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成25年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 83,970円
- (2) 原料価格変動額 4,000円
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 83,970円 (1トン当たり平均原料価格) = 4,000円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 4,000円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から8.16円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成25年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	413円75銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	404円65銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成25年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 83,970円
- (2) 原料価格変動額 4,000円
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 83,970円 (1トン当たり平均原料価格) = 4,000円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 4,000円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から8.16円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成25年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	392円52銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	383円42銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成25年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格

1トン当たり 83,970円

- (2) 原料価格変動額 4,000円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 83,970円 (1トン当たり平均原料価格) = 4,000円 (100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 4,000円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から8.16円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成25年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	436円13銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	427円3銭

平成25年(2013年)11月11日 印刷

平成25年(2013年)11月11日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地